

ご存じですか

ヘルプカード・ヘルプマーク

ヘルプカードについて

ヘルプカードは、障がいのある人や高齢者などが、主に外出時や災害時で困りごとが起きたときに、「困っている」ことや「手助けがほしい」ことを周囲の人に伝え、支援を受けやすくするため、具体的な困りごとや手助けの方法などを書いて携帯するカードです。

【配布対象者】

- ▽身体・知的・精神障がい者
- ▽難病者
- ▽高齢者（要支援・要介護認定者）
- ▽その他ヘルプカードの配布を希望する障がい者、高齢者

【配布窓口】

社会福祉課、各支所地域振興課

【配布方法】

右記の配布窓口にて口頭でお申し出ください。その場で対象者に配布します。代理の受け取りも可能です。

また、市公式ホームページに掲載している様式データを使用し、ヘルプカードを作成することもできます。

※検索手順 市公式ホームページ  
↓組織でさがす↓社会福祉課↓障がい福祉係のお知らせ↓ヘルプカードの導入について

ヘルプカード見本



運転免許証サイズの大きさの3つ折りタイプとしています。事前に、名前、住所、生年月日に加え、緊急連絡先や、自身の医療情報、お願いしたいことを記載します。また、支援する側は、記載内容を確認し、適切な対応や配慮をお願いします。

ヘルプマークについて

ヘルプマークは、

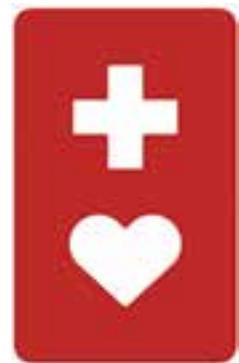
義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分かんなくても、援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるものです。ストラップによりヘルプカードをかばんなどに付けて、援助や配慮が必要なことを示します。

そのヘルプマークを身に着けた人を見かけた場合は、座席を譲ったり、声をかけたりするなど、ご支援をお願いします。

- 【配布対象者】
- ▽身体・知的・精神障がい者
- ▽難病者
- ▽その他ヘルプマークの配布を希望する障がい者・妊娠初期の人など

- 【配布方法】
- 上記のヘルプカードと同様に、窓口にて口頭でお申し出ください。その場で対象者に配布します。代理の受け取りも可能です。

ヘルプマーク見本



横約5cm×縦約8cmの大きさ。上部にストラップが付いていて、かばんやベルトなどに装着可能です。



- 【配布窓口】
- 社会福祉課、各支所地域振興課、保健センター

【問い合わせ先】

障がい者や難病者  
社会福祉課障がい福祉係

☎ 241758

▽妊娠初期の人

保健センター ☎ 230310

令和2年度 保育所・認定こども園 入所児童募集

【申込受付期間】

12月2日(月)～16日(月)

【受付場所】

各保育所・認定こども園、または子育て支援課

【保育所入所の条件(抜粋)】

保護者が次のような理由で、子どもを保育する必要があると認められる場合です。

- ▽就労(会社員、パートなど)
- ▽妊娠、出産
- ▽病气、けが、心身の障がい
- ▽介護、看護 など

【必要書類】

- ▽教育・保育給付認定(現況)申請書兼入所(園)申込書
- ▽同居者全員分のマイナンバーが分かるもの

また、保護者の状況に応じて、次のような書類が必要です。

- ▽勤務(内職)証明書
- ▽自営業・農業・漁業従事申出書

【入所の決定について】

入所が決定した児童には、支給認定証と入所承諾書を2月上旬に各家庭へ送付する予定です。

【面接について】

入所決定後、児童同伴による面接を行います。日程は入所承諾書に同封してお知らせしますので、保育所で面接を受けてください。

【保育料について】

保育料は、児童の年齢や各家庭の課税状況、保育時間などを基に決定します。

- ▽保育料が無償化となる期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学までの3年間です。
- ▽副食費などは実費徴収します。

【その他】

▽保育料は、口座振替となります。入所決定後、口座振替依頼書を金融機関へ提出してください。

▽保育時間は、保護者の就労時間などに応じ、保育標準時間か保育短時間になります。

▽令和元年度から引き続き入所する児童と、転園を希望する児童も、入所申込書の提出が必要です。

【問い合わせ先】

各保育所・認定こども園 子育て支援課 ☎245718

令和2年4月から喜多幼稚園と肱北保育所が統合して「東大洲こども園」(認定こども園)になります

大洲市では、少子化や共働き世帯の増加などにより、幼稚園の利用者が減少し、保育所では保育士不足による待機児童が発生しています。また、各施設は老朽化が進み、改修などが必要になっています。

そこで市では、各施設を統合し、幼稚園と保育所の機能を一体的に運用できる「認定こども園」の整備を推進しています。効率的な人員の配置により、多様な教育・保育のニーズに対応できる就学前の教育と保育、子育て支援を提供します。

募集する保育所・認定こども園

区分	保育所名	所在地	電話番号
※◎	東大洲こども園 (認定こども園予定、肱北保育所と喜多幼稚園が統合)	東大洲85-1	24-3188
※◎	大洲保育所	大洲810-1	24-2919
※	喜多保育所	中村462-2	24-2749
※	菅田保育所	菅田町菅田甲1805-3	25-5163
※	新谷保育所	新谷町甲259-1	25-0600
	粟津保育所	八多喜町甲1253	26-0220
	南久米保育所	北只411	24-3754
	肱南保育所	大洲830-1 (大洲児童館内)	24-3104
	徳森保育所	徳森2632-32	25-4020
※	長浜保育所	長浜甲466	52-0453
	白滝保育所	白滝甲192-1	54-0203
※◎	大和保育所	長浜町下須戒8-2	59-3755
※	肱川保育所	肱川町宇和川65	34-3393
※◎土	(福)大洲乳児保育所	田口甲2530-1	24-4418
※土	(福)五郎保育園	五郎甲45-1	23-4478
※◎土	(学)認定こども園 愛媛帝京幼稚園	新谷甲2003-1	25-0602
※◎土	(株)認定こども園 悠園	徳森2217-51	25-3936

平成30年7月豪雨により、三善保育所と大成保育所は休止していて、肱南保育所は、大洲児童館で保育を実施しています。

【区分について】

※…乳児(0歳児)受け入れ(おおむね生後6カ月以降) ◎…時間延長  
土…土曜午後受け入れ  
(福)…社会福祉法人(私立) (学)…学校法人(私立) (株)…株式会社

## 令和2年度 幼稚園児募集

令和2年度市立幼稚園児募集を次の要領で行います。入園希望者が定員を超えた場合は、抽選により入園を決定します。

### 【入園資格】

市内に居住する幼児

▽3歳児（大洲・河辺幼のみ実施）

（平成28年4月2日～平成29年4月1日に生まれた幼児）

※市内全域から募集

▽4歳児

（平成27年4月2日～平成28年4月1日に生まれた幼児）

▽5歳児

（平成26年4月2日～平成27年4月1日に生まれた幼児）

【入園手続き】

入園願書などを、入園希望の幼稚園に提出してください。

※必要書類は、12月2日(月)から各幼稚園で配布されます。

【申込期間】

12月16日(月)～25日(水)

【保育料】

無料

【問い合わせ先】

各市立幼稚園

教育総務課 ☎24-1733

教育総務課 ☎24-1733

幼稚園名 (市立)	募集人員(人)				保育時間	預かり保育 (午後6時まで)	問い合わせ先	
	3歳児	4歳児	5歳児	計			所在地	電話番号
大洲	30	35	35	100	午前8時 ～ 午後3時	×	大洲715	24-3565
久米	—	35	35	70		○	阿蔵甲579-1	23-2796
平野	—	35	35	70		○	平野町平地28	23-2889
肱川	—	35	35	70		×	肱川町山鳥坂527-2	34-2761
河辺	35		35	70		○	河辺町植松674	39-2808

※募集人員は、現在の園児数を含んだ人数で、変更になる可能性があります。  
※行事などにより、幼稚園が繰替休業の場合があります。来園の際には事前に関にご連絡ください。

## 住宅の応急修理制度が終了します

災害救助法による「住宅の応急修理」は、平成30年7月豪雨によって被災した「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」の住宅を修理するための制度で、下記の期間をもって受け付けを終了します。制度を活用して住宅を修理したい人は、お早めにお申し込みください。

なお、制度の詳細については、都市整備課までお問い合わせください。

### 【応急修理申込書および見積書の受付期限】

令和元年12月27日(金)

※申し込みをしても、修理見積書の提出がない場合は、制度の利用はできません。

### 【住宅の修理完了期限】

令和2年3月31日(火)

※期限を超えて完成した建物、または期限を超えるおそれのある建物は、応急修理制度を利用することはできません。

【問い合わせ先】 都市整備課 ☎24-1719

## 令和2年度大洲市奨学生募集

市では、有用な人材を育成するため、経済的理由により修学困難な学生または生徒に対して奨学金を貸与します。

希望者は、在籍する学校を通じて願書を教育委員会教育総務課へ提出してください。

### 【貸与月額】

▽高等学校・高等専門学校奨学生  
18,000円

▽大学・短期大学奨学生  
30,000円

※専門学校・専修学校は対象外です。



### 【申込期限】 令和2年1月31日(金)

※この期日は、各学校から教育総務課への提出期限となります。希望者は、各学校が別途指定する期日までに申し込みを行ってください。

【問い合わせ先】 教育総務課 ☎24-1733

## 人事行政の運営などの状況について

大洲市の人事行政の運営などの状況を次のとおりお知らせします。

### 1 職員の任免および職員数の状況

#### (4) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (H31.4.1現在)

		職員数 (人)		対前年度 増減数	主な増減理由
		平成30年度	令和元年度		
一般 行政 部門	議会	4	4	0	
	総務	88	85	△3	組織再編
	税務	24	23	△1	欠員不補充
	民生	160	155	△5	退職不補充
	衛生	24	25	1	災害廃棄物関連の業務増
	労働			0	
	農水	34	35	1	災害復旧事業の体制強化
	商工	16	18	2	組織再編
	土木	46	49	3	治水対策事業の体制強化
	小計	396	394	△2	
政特 部別 門行	教育	80	77	△3	退職不補充
	小計	80	77	△3	
会公 営計 企業 など 部門	病院	183	182	△1	看護師退職不補充
	水道	14	13	△1	人員配置の見直し
	下水道	4	4	0	
	その他	29	30	1	業務内容の見直し
	小計	230	229	△1	
合計	706	700	△6		

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者・派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

### 2 職員の人事評価の状況

一般職の職員（規程で定める職員を除く）を対象に、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、評定を受ける職員の上位の職位となる職員で規程で定める者を第一評価者として、また、第一評価者の直近上位の職位となる職員を第二評価者として、職員の能力、執務態度および業績などの評価を行いました。

### 3 職員の給与の状況

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (H31.3.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成29年度 人件費率
平成30年度	43,120人	322億 1,649万円	19億 8,809万円	41億 7,103万円	12.9%	17.1%

#### (1) 職員の採用・退職などの状況 (H30.4.2~H31.4.1) (人)

職 種	退 職				採用	再任用
	定年退職	勤奨退職	その他	計		
事務職	10	2	3	15	7	11
技 師				0	3	
保育所保育士			6	6	3	
施設保育士・指導員など				0		1
栄養士				0		
保健師・助産師	1		1	2	1	
社会福祉士など				0		
司書・学芸員				0		
教育公務員			1	1		4
技能労務職	3		2	5		5
医 師			3	3	3	
看護 師	2	1	4	7	3	1
医療技術職			1	1	3	1
計	16	3	21	40	23	23

#### (2) 職層別構成 (H31.4.1現在)

職 種	職員数 (人)
事務職	327
技 師	34
保育所保育士	62
施設保育士・指導員など	16
栄養士	7
保健師・助産師	24
社会福祉士など	4
司書・学芸員	6
教育公務員	17
技能労務職	31
医 師	14
看護 師	124
医療技術職	34
計	700

#### (3) 昇任・昇格および降任の状況 (H30.4.2~H31.4.1)

職 名	昇任・昇格人数(人)
部 長	3
副 部 長	2
課 長	6
主 幹	-
課 長 補 佐	9
専 門 員	7
係 長	14
主 査	8
主 事 など	18
計	67

## 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 一般職員の勤務時間の状況 (H31.4.1現在)

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	始業時刻	終業時刻	休憩時間	週休日
38時間45分	7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	60分	土・日曜日

(注) 勤務所によっては、始業、終業、週休日が異なる場合があります。

### (2) 主な特別休暇など

種類	休暇の概要、取得の要件など	
有給休暇	年次有給休暇	1年につき20日 (前年の繰越日数の上限が20日のため、最高40日)
	病欠休暇	負傷または疾病のため、医師の診断により療養する必要がある場合
	特別休暇	主な休暇 公民権の行使、産前休暇、産後休暇、忌引、結婚休暇、夏季休暇、短期介護休暇など
無給休暇	介護休暇	負傷、疾病または老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合

### (3) 一般職員の年次有給休暇の取得状況

総付与日数 A	総取得日数 B	全対象職員数 C	平均取得日数 B/C	消化率 B/A
13,091日	2,622日	338人	7.8日	20.0%

(注) 対象職員数は、教育委員会・病院などに勤務する職員を除いています。

## 5 職員の休業に関する状況

### (1) 育児休業、部分休業および育児短時間勤務の取得者数

育児休業	部分休業	育児短時間勤務
20人	10人	0人

### (2) 自己啓発等休業、修学部分休業および高齢者部分休業の取得者数

自己啓発等休業	修学部分休業	高齢者部分休業
0人	0人	0人

(注) 取得者数は、平成30年度に新たに取得した者のほか、前年度から引き続き取得している者も含む。

## 6 職員の分限および懲戒処分の状況

### (1) 分限処分者数 (人)

処 分 事 由	処分の種類				
	降任	免職	休職	降給	失職
心身の故障の場合			9		

### (2) 懲戒処分者数 (人)

処 分 事 由	処分の種類			
	戒告	減給	停職	免職
職務を怠った場合				
非行のあった場合				

### (2) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況 (H31.4.1現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
大洲市	325,521円	378,205円	45.5歳	269,987円	285,706円	54.5歳
国	329,433円	411,123円	43.4歳	287,312円	329,380円	50.9歳

### (3) 特別職の報酬などの状況 (H31.4.1現在)

区 分		給料、報酬などの月額
給料	市長	871,000円
	副市長	676,000円
	教育長	565,000円
報酬	議長	447,000円
	副議長	370,000円
	議員	344,000円
期末手当	市長	(平成30年度支給割合) 3.35月分
	副市長	
	教育長	
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額 × 在職月数 × 100分の46
	副市長	(支給時期) 任期ごとに支給
	教育長	給料月額 × 在職月数 × 100分の27 任期ごとに支給 給料月額 × 在職月数 × 100分の20 任期ごとに支給

### (4) 職員手当の状況

区分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者 6,500円 扶養親族 6,500円 (子の場合: 10,000円) 扶養親族たる子のうち特定期間にある子1人につき5,000円を加算	同	
住居手当	借家居住者…家賃と12,000円の差額が11,000円に達するまでその差額を支給(支給限度額27,000円)	同	
通勤手当	通勤距離片道 2 km以上 ▽交通機関利用…普通運賃相当額 ▽交通用具利用 2 km以上 …… 2,000円 5 km以上 …… 4,200円 10 km以上 …… 7,100円 15 km以上 …… 10,000円 20 km以上 …… 12,900円 25 km以上 …… 15,800円 ～ 31,600円	同	
期末手当 勤勉手当	▽支給割合 (平成30年度) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.8月分 役職加算 5～15% ▽1人当たりの平均支給額 1,485千円 (平成30年度)	異	役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

## 10 職員の福祉および利益の保護状況

### (1) 健康診断受診者数 (人)

定期健康診断受診者	253
人間ドック受診者	424

### (2) 公務災害・通勤災害の認定状況 (件)

公務災害	4
通勤災害	0

### (3) 福利厚生制度に係る負担

#### ▽共済組合への負担金

- ・愛媛県市町村職員共済組合 … 839,289千円
- ・公立学校共済組合 …… 27,654千円

#### ▽愛媛県市町村職員互助会への負担金

…………… 5,093千円

## 11 勤務条件に関する措置の要求の状況

### (1) 制度の概要

地方公務員法第8条第2項第1号および大洲市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則に基づき、職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する要求を審査、判定し、必要な措置を執る。

### (2) 種別、件数について……………該当なし

## 12 不利益処分に関する不服申立ての状況

### (1) 制度の概要

地方公務員法第8条第2項第2号および大洲市職員の不利益処分に関する審査に関する規則に基づき、職員に対する不利益な処分について不服申し立てに対する採決または決定をする。

### (2) 種別、件数について……………該当なし

## 13 職員からの苦情の処理の状況

### (1) 制度の概要

地方公務員法第8条第2項第3号に基づき、職員からの勤務条件その他人事管理に関する苦情の申し出および相談に対し助言などを行うほか、関係当事者に対し、公平委員会の指揮監督のもとに、指導、あっせんその他の必要な措置を行う。

### (2) 種別、件数について

勤務条件に関する苦情・相談……………該当なし

## 7 職員のサービスの状況

### (1) サービス規律の順守に関する取り組みの状況

通達の発出や各種研修を実施し、職員のサービス規律の順守に努めています。

### (2) 病気休暇の取得状況 (人)

取得者数	期 間		
	1カ月未満	1カ月以上	2カ月以上
49	25	7	17

## 8 職員の退職管理の状況

営利企業などに再就職した元職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関し、離職後2年間は、職務上の行為をするように、または、しないように現職職員に働きかけることなどを禁止しています。

### (1) 平成30年度退職者(部長職・課長職)の再就職の状況 (人)

退職時職位	退職者数	再就職先				再就職者数
		再任用職員	民間企業など	外郭団体など	市嘱託職員	
部長職	7	4	0	1	2	7
課長職	7	3	0	0	1	4
合計	14	7	0	1	3	11

## 9 職員の研修の状況

### (1) 研修の(実施)状況

研修区分	研修種別	研修内容など	研修期間(日)	受講者(人)
自主研修	新規採用職員研修		3	10
	階層別研修	主査級研修	1	86
	人権同和教育研修		-	全職員
	職場検討会		-	全職員
	人事評価制度研修		2	155
	保育士等研修		1	188
委託研修	人材育成研修	救命救急・債権管理	1	98
	愛媛県研修所	専門研修	1~2	6
	その他	防災研修など	1~2	10

## 令和2年度（平成31年・令和元年分） 給与支払報告書の提出について

事業主は、雇用形態にかかわらず、すべての従業員の給与支払報告書を作成し、1月1日現在において住民登録のある市区町村に提出しなければなりません。  
※地方税法第317条の6

提出された給与支払報告書は、市県民税・国民健康保険税などを適正に計算するための重要な資料となります。必ず期限までに提出してください。

令和2年1月31日金

### 【提出期限】

また、県内では市県民税の特別徴収完全実施を行っていますので、引き続きご協力をお願いします。

### 提出時の注意点

▽平成31（令和元）年中に退職した従業員の給与支払報告書も提出をお願いします。

▽社会保障・税番号制度の施行により、法人番号・個人番号の記入が必要となっています。それに伴い、個人事業主の場合は、提出時に本人確認を行います。

### 本人確認（番号確認と身元確認）について 個人事業主の場合は、下記書類の提示、または写しの提出をお願いします。

【マイナンバーカード（個人番号カード）がある場合】

マイナンバーカードだけで本人確認が可能です。

【マイナンバーカード（個人番号カード）がない場合】

番号確認書類	+	身元確認書類
マイナンバーが確認できる書類のうち、いずれか1つ ▽通知カード ▽マイナンバーの記載がある住民票など		記載したマイナンバーの持ち主であることが確認できる書類のうち、いずれか1つ ▽運転免許証   ▽健康保険証   など

### 【問い合わせ先】

税務課市民税係 ☎24-1711

## 障害基礎年金制度をご存じですか

障害基礎年金とは、万一の病気やけがで一定の障がいが残ってしまった場合、要件を満たしていれば受け取ることができる年金です。

### 【年金額】（平成31年4月分から）

▽1級 年額975,125円

▽2級 年額780,100円

※障害基礎年金の受給者によって生計を維持している18歳未満の子がいる場合、子の人数に応じて加算があります。

※初診日に厚生年金に加入していた場合は、障害厚生年金の請求になります。詳しくは、下記へご相談ください。

### 【問い合わせ先】

保険年金課 ☎24-1713

松山西年金事務所

☎089 (925) 5105

### 【受給要件】

次の3つの条件をすべて満たす場合、受け取ることができます。

①	障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日（初診日）が、次のいずれかに該当していること ▽国民年金の加入期間である ▽60歳以上65歳未満（日本に住んでいる場合のみ）で老齢基礎年金の繰り上げ請求をしていない ▽年金に加入していない20歳未満である
②	初診日から1年6カ月経過した日において、障がいの状態が国民年金法に定める1級または2級に該当していること <small>（注意1）（注意2）</small>
③	初診日の前々月までに、保険料を納めた期間（免除・猶予期間を含む）が加入期間の3分の2以上あること。または、初診日の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと <small>（注意3）</small>

（注意1） ただし、1年6カ月以内に治った場合は治った日

（注意2） 1年6カ月経過時は、障がいの状態に該当しなかった場合で、65歳までに悪化し2級以上の障がいの状態になった場合も該当

（注意3） 20歳以前の病気やけがで障害年金を申請する場合は、納付の要件はありません。ただし、本人の前年の所得が、一定額を超える場合は、年金が停止されます。